

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休息日、
翌日は、
翌日)

目 次

◇ 告 示 保 険 薬 劑 師 の 登 録 (保 險 課)

国民健康保険法による療養取扱機関として申出の受理があったものとみなされるもの(〃)
国民健康保険薬劑師として登録があったものとみなされるもの(〃)

漁業災害補償法による共済契約の締結の申込みについて同意を求めるときの発起人の届出(水産課)

開発行為に関する工事の完了(都市計画課)

収入証紙の小売りさばき人の売りさばき場所の変更(会計課)

◇ 海 区 漁 調 委 告 示 び ぎ な わ 釣 漁 業 の 操 業 に 関 す る 指 示

◇ 公 告 少 年 指 導 員 の 委 嘱 (防 犯 少 年 課)

告 示

鳥取県告示第四百四号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険薬劑師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬劑師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第八十七号)第九条の規定により告示する。

平成四年四月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
岩 佐 令 子	鳥業第八〇〇号	平成四年三月六日

鳥取県告示第四百五号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十七条に規定する療養取扱機関として同条第三項の規定により申出の受理があったものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取扱機関の承認並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬劑師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第一条の規定により、次のとおり告示する。

平成四年四月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

療養取扱機関名	所 在 地	申出の受理の年月日
大山リハビリ ーション病院	西伯郡岸本町大原九二七一	平成四年三月一日
岡本医院	鳥取市津ノ井二五八一	〃

鳥取県告示第四百六号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十九条第三項の規定により同条第一項に規定する登録があったものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取扱機関の承認並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

平成四年四月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
恵 子	鳥国薬第七九九号	平成四年二月二十八日

鳥取県告示第四百七号

漁業災害補償法施行規則（昭和三十九年農林省令第三十五号）第四十八条の二において準用する同規則第四十六条第一項の規定に基づき、漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五十八号）第八十条の二第三項に規定する同意を求めることについて、発起人になろうとすることに係る届出があったので、漁業災害補償法施行規則第四十八条の二において準用する同規則第四十六条第三項の規定により、次のとおり告示する。

平成四年四月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

届 出 事 項	加入区	漁業の区分	場 所	漁業者調査の縦覧 期 間
発起人になろうとする者の住所及び氏名	加入区	漁業の区分	場 所	漁業者調査の縦覧 期 間
岩美郡岩美町大字網代三五二二 芳 尾 寿 和	網代加入区	中型いか釣漁業 及び小型いか釣漁業	網代港漁業協同組合	平成四年四月三日 日から同月十八日まで
岩美郡岩美町大字網代一一八一〇一 浜 田 富 晴	加入区			
岩美郡岩美町大字田後三一一三 松 本 松 治	田後加入区		田後漁業協同組合	
岩美郡岩美町大字田後三六一 尾 田 菊 治	加入区			

鳥取県告示第四百八号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成四年四月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成四年二月二十六日鳥取県指令受鳥土維第八百十六号

二 開発区域に含まれる地域の名称

岩美郡国府町分上四丁目

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市末広温泉町六五九

日興土地観光有限公司

代表取締役 墨土健英

鳥取県告示第四百九号

鳥取県入証紙規則（昭和三十九年三月鳥取県規則第十七号）第十二条第一項の規定に基づき、収入証紙の小売りさばき人から次の事項を変更した旨の届出があったので、告示する。

平成四年四月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

小売りさばき人の住所及び名称 米子市西三柳四四一七 株式会社鳥取銀行 三柳支店	変更事項 売りさばき場 所	変更前 米子市西三柳四四八四一七	変更後 米子市西三柳四五二九一二	変更年月日 平成四年三月二十三日
--	---------------------	---------------------	---------------------	---------------------

海区漁業調整委員会告示

鳥取県海区漁業調整委員会告示第一号

鳥取県海面におけるひきなわ釣漁業の操業について、漁業法（昭和四十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定に基づき、次のとおり指示する。

平成四年四月三日

鳥取海区漁業調整委員会会長 佐 竹 嘉 泰

ひきなわ釣漁業については、海岸線上における鳥取市と岩美郡福部村との境界点から正北の線と海岸線上における東伯郡大栄町と同郡東伯町との境界点から正北の線の間の海域のうち海岸線から千五百メートル以内の海域においては、平成四年六月一日から同年八月三十一日までの間は、操業してはならない。

鳥取海区漁業調整委員会告示第二号

鳥取県海面におけるすくい網漁業(集魚を目的とする照明設備及び動力式漁ろう装置を備えた船舶を使用するものに限る。以下同じ。)の操業について、漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第六十七条第一項の規定に基づき、次のとおり指示する。

平成四年四月三日

鳥取海区漁業調整委員会会長 佐 竹 嘉 泰

操業の承認

西伯郡阿弥陀川河口中央から正北の線以东の鳥取県海面において、平成四年五月一日から同年八月三十一日までの間に、すくい網漁業を操業しようとする者は、使用する船舶ごとに鳥取海区漁業調整委員会(以下「委員会」という。)の承認を受けなければならない。

なお、承認の内容等は、次のとおりである。

一 承認の内容

1 承認を受けられる者

県内に住所を有する者にあつては当該漁業に係る漁具を保有する者とし、県内に住所を有しない者にあつては当該漁業の実績を有する者とする。

2 承認の対象となる船舶

総トン数十トン未満の漁船

3 承認を受けた者の操業の条件

(一) 操業に際し、委員会から交付された承認証を当該承認に係る船舶

内に備え付けなければならない。

(二) 共同漁業権区域内で操業しようとする者は、漁業権者の同意を得なければならない。

(三) 他種漁業の操業を妨げてはならない。

(四) 漁獲物は、原則として本県の漁港に陸揚げしなければならない。

(五) 操業期間満了後、速やかに別に定める様式の漁獲成績報告書を委員会に提出しなければならない。

二 承認の取消し

この承認の条件に違反して操業した場合は、承認を取り消すことがある。

公 告

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第38条第1項の規定により、少年指導委員を次のとおり委嘱した。

平成4年4月3日

鳥取県公安委員会委員長 松 田 喜 代 次

氏 名	住 所	活 動 区 域
神 谷 一 成	鳥取市今町一丁目438	鳥取市今町二丁目、今町三丁目、今町四丁目、今町五丁目、今町六丁目、今町七丁目、今町八丁目、今町九丁目、今町十丁目、今町十一丁目、今町十二丁目、今町十三丁目、今町十四丁目、今町十五丁目、今町十六丁目、今町十七丁目、今町十八丁目、今町十九丁目、今町二十丁目、今町二十一丁目、今町二十二丁目、今町二十三丁目、今町二十四丁目、今町二十五丁目、今町二十六丁目、今町二十七丁目、今町二十八丁目、今町二十九丁目、今町三十丁目、今町三十一丁目、今町三十二丁目、今町三十三丁目、今町三十四丁目、今町三十五丁目、今町三十六丁目、今町三十七丁目、今町三十八丁目、今町三十九丁目、今町四十丁目、今町四十一丁目、今町四十二丁目、今町四十三丁目、今町四十四丁目、今町四十五丁目、今町四十六丁目、今町四十七丁目、今町四十八丁目、今町四十九丁目、今町五十丁目、今町五十一丁目、今町五十二丁目、今町五十三丁目、今町五十四丁目、今町五十五丁目、今町五十六丁目、今町五十七丁目、今町五十八丁目、今町五十九丁目、今町六十丁目、今町六十一丁目、今町六十二丁目、今町六十三丁目、今町六十四丁目、今町六十五丁目、今町六十六丁目、今町六十七丁目、今町六十八丁目、今町六十九丁目、今町七十丁目、今町七十一丁目、今町七十二丁目、今町七十三丁目、今町七十四丁目、今町七十五丁目、今町七十六丁目、今町七十七丁目、今町七十八丁目、今町七十九丁目、今町八十丁目、今町八十一丁目、今町八十二丁目、今町八十三丁目、今町八十四丁目、今町八十五丁目、今町八十六丁目、今町八十七丁目、今町八十八丁目、今町八十九丁目、今町九十丁目、今町九十一丁目、今町九十二丁目、今町九十三丁目、今町九十四丁目、今町九十五丁目、今町九十六丁目、今町九十七丁目、今町九十八丁目、今町九十九丁目、今町百丁目、今町百一丁目、今町百二丁目、今町百三丁目、今町百四丁目、今町百五丁目、今町百六丁目、今町百七丁目、今町百八丁目、今町百九丁目、今町百十丁目、今町百一十丁目、今町百一十丁目の区域)
霜 田 克 夫	鳥取市の場74-5	鳥取市今町二丁目、今町三丁目、今町四丁目、今町五丁目、今町六丁目、今町七丁目、今町八丁目、今町九丁目、今町十丁目、今町十一丁目、今町十二丁目、今町十三丁目、今町十四丁目、今町十五丁目、今町十六丁目、今町十七丁目、今町十八丁目、今町十九丁目、今町二十丁目、今町二十一丁目、今町二十二丁目、今町二十三丁目、今町二十四丁目、今町二十五丁目、今町二十六丁目、今町二十七丁目、今町二十八丁目、今町二十九丁目、今町三十丁目、今町三十一丁目、今町三十二丁目、今町三十三丁目、今町三十四丁目、今町三十五丁目、今町三十六丁目、今町三十七丁目、今町三十八丁目、今町三十九丁目、今町四十丁目、今町四十一丁目、今町四十二丁目、今町四十三丁目、今町四十四丁目、今町四十五丁目、今町四十六丁目、今町四十七丁目、今町四十八丁目、今町四十九丁目、今町五十丁目、今町五十一丁目、今町五十二丁目、今町五十三丁目、今町五十四丁目、今町五十五丁目、今町五十六丁目、今町五十七丁目、今町五十八丁目、今町五十九丁目、今町六十丁目、今町六十一丁目、今町六十二丁目、今町六十三丁目、今町六十四丁目、今町六十五丁目、今町六十六丁目、今町六十七丁目、今町六十八丁目、今町六十九丁目、今町七十丁目、今町七十一丁目、今町七十二丁目、今町七十三丁目、今町七十四丁目、今町七十五丁目、今町七十六丁目、今町七十七丁目、今町七十八丁目、今町七十九丁目、今町八十丁目、今町八十一丁目、今町八十二丁目、今町八十三丁目、今町八十四丁目、今町八十五丁目、今町八十六丁目、今町八十七丁目、今町八十八丁目、今町八十九丁目、今町九十丁目、今町九十一丁目、今町九十二丁目、今町九十三丁目、今町九十四丁目、今町九十五丁目、今町九十六丁目、今町九十七丁目、今町九十八丁目、今町九十九丁目、今町百丁目、今町百一丁目、今町百二丁目、今町百三丁目、今町百四丁目、今町百五丁目、今町百六丁目、今町百七丁目、今町百八丁目、今町百九丁目、今町百十丁目、今町百一十丁目、今町百一十丁目の区域)
林 昭 次	倉吉市上井町一丁目12-21	上井地区(倉吉市上井町一丁目、上井町二丁目、山根及び八屋の区域)
小 田 教 男	倉吉市上井町一丁目7-13	上井地区(倉吉市上井町一丁目、上井町二丁目、山根及び八屋の区域)
杉 嶋 和 雄	米子市万能町167	米子駅前地区(米子市明治町、万能町、塩町、茶町の区域)
田 部 貢	米子市皆生1895	皆生地区(米子市皆生及び上福原の区域)
瀧 山 國 雄	境港市栄町131	境港市街地区(境港市元町、東本町、朝日町、米松町、中明治町、相生町、大正町、京町、松ヶ枝町及び栄町の区域)
長 榮 善 二 郎	境港市末広町75	境港市街地区(境港市元町、東本町、朝日町、米松町、中明治町、相生町、大正町、京町、松ヶ枝町及び栄町の区域)